3　厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

4　提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

（新設）

第三十九条の二の六　厚生労働大臣は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る医療法人情報の提供を行う旨並びに当該医療法人情報の提供に係る手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る医療法人情報の提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が定める医療法人情報の取扱いに関する事項（利用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

3　前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（法第六十九条の五の厚生労働省令で定める措置）

（新設）

第三十九条の二の七　法第六十九条の五の厚生労働省令で定める措置は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一　統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）第十一条第一項第一号に規定する公的機関等（厚生労働省を除く。）　次に掲げる措置

イ　組織的管理措置

(1)　医療法人情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(2)　医療法人情報に係る管理簿を整備すること。

(3)　医療法人情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(4)　医療法人情報を取り扱う者以外の者が、医療法人情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(5)　医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ　人的管理措置として医療法人情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ　物理的管理措置

(1)　医療法人情報を取り扱う区域を特定すること。

(2)　医療法人情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。

(3)　医療法人情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4)　医療法人情報を削除し、又は医療法人情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ニ　技術的管理措置

(1)　医療法人情報を取り扱う電子計算機等において当該医療法人情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。